

平成29年度 行政評価委員会評価表

事業名	ひとり親家庭自立支援(就労支援)	担当部	子育て支援部
		担当課	子育て支援課

基本情報

施策番号	0701	施策	生活に困窮する区民が健康で文化的な最限度の生活を維持できるようにします
事業の目的	就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。		

実施内容	<p>1 ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れる職業に就職できるように就労専門相談員を配置し、相談を実施。</p> <p>①支援対象者: 児童扶養手当受給者等の母又は父等</p> <p>②実施期間: 通年(相談日は原則、月～木 8時30分から17時・事前予約制) 年に3回休日開庁に合わせて臨時就労相談実施(周知は、当月5日号の「広報かつしか」に掲載し、募集)</p> <p>③申込方法: 電話又は窓口にて事前予約</p> <p>2 平成25年7月16日に「葛飾区と東京労働局及び墨田公共職業安定所が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」を結び、同年8月1日には区役所4階に就労支援コーナーを設置。支援対象者数、就職率等を目標に掲げ、一体的な支援を行っている。</p> <p>①実施場所: 子育て支援課、就労支援コーナー、ハローワーク墨田</p> <p>②実施方法: 予約のうえ、面接を実施。必要に応じて自立支援プログラム(*1)を策定し、ハローワークとの連携が望ましいと判断された場合は、ハローワークに対し支援要請を行う。 支援要請後は、就職支援ナビゲーター(*2)と連携し、相談者に適した支援方針を決定し、就労に結びつける。</p> <p>③就労状況について: 就職支援ナビゲーターと就労専門相談員が連携し、就労状況等について情報共有をしている。 (*1) 個々の相談者に合った支援を行うための支援シート・相談者の意向、課題を記載 (*2) ハローワーク墨田が配置する葛飾地区担当の専門相談員</p>
------	--

実績情報

成果指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	目標・実績	就職・転職・収入増が図られた世帯の数	—	世帯	目標	44	46	48	目標
				実績	47	45	48		
実績の評価・分析	平成20年度から専門の相談員、母子自立支援プログラム策定員を配置し、週1日の相談事業として開始。その後、平成26年10月から父子家庭への支援拡大を受け、現在は、ひとり親家庭就労専門相談員として平成29年度から週4日実施。平成27年度からは年に3回休日開庁に合わせた休日就労相談を実施。 支援にあたっては、ハローワークとも連携し、区役所内の就労支援コーナーを設置を受け、積極的な支援要請を行っている。平成26・27年度は東京都内のハローワーク管内における児童扶養手当受給者に対する支援者数(支援要請数)がトップの数字となった実績あり。 今後もひとり親家庭の自立においては、母又は父の就労収入の安定が第一と考えている。平成24年度東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」によると母子世帯の年間収入は200万円未満が全体の41.9%、父子家庭では12.7%となっており、就労収入の安定がひとり親家庭の生活の安定基盤となるため、引き続きハローワークとの連携を強化しながら支援を行っていきべきだと考える。								



活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	目標・実績	相談件数(延べ)	—	件	目標	320	320	320	目標
				実績	359	274	252		
目標・実績	支援者実数	—	件	目標	—	—	—	目標	72
				実績	68	79	68		

今後の方向性

評価の視点 ①あり方 ②課題	①	ひとり親家庭就労相談事業については、各年度において相談者、就職決定者数にばらつきはあるが、毎年、ご利用いただいている区民の方には、好評である。 ハローワーク墨田、就労支援コーナーには葛飾区専属のナビゲーターがおり、当区の就労専門相談員と連携し、多くの方を就労に結びつけている。 一方、支援継続ができず、途中で辞退される方もおり、就労に結びつく前に支援者の手を離れる方も多くいる。
所管課の見解	改善	ひとり親家庭の生活の安定には、就労支援が最も有効であり、就職支援ナビゲーターや当区の母子・父子自立支援員とも連携し、個々の課題や希望に合ったきめ細かい支援を継続して行っていく。併せて以下のような課題解決も図っていく。 1 支援対象者のサービス利用率が低いため、ひとり親家庭の方にタイムリーに届けられる情報発信のあり方や相談機会の拡大など相談体制のあり方を検討していく。 2 就労に対する意欲喚起が不十分なため支援継続が困難な方などについても電話等によるフォロー体制やアプローチの方法を検討する。

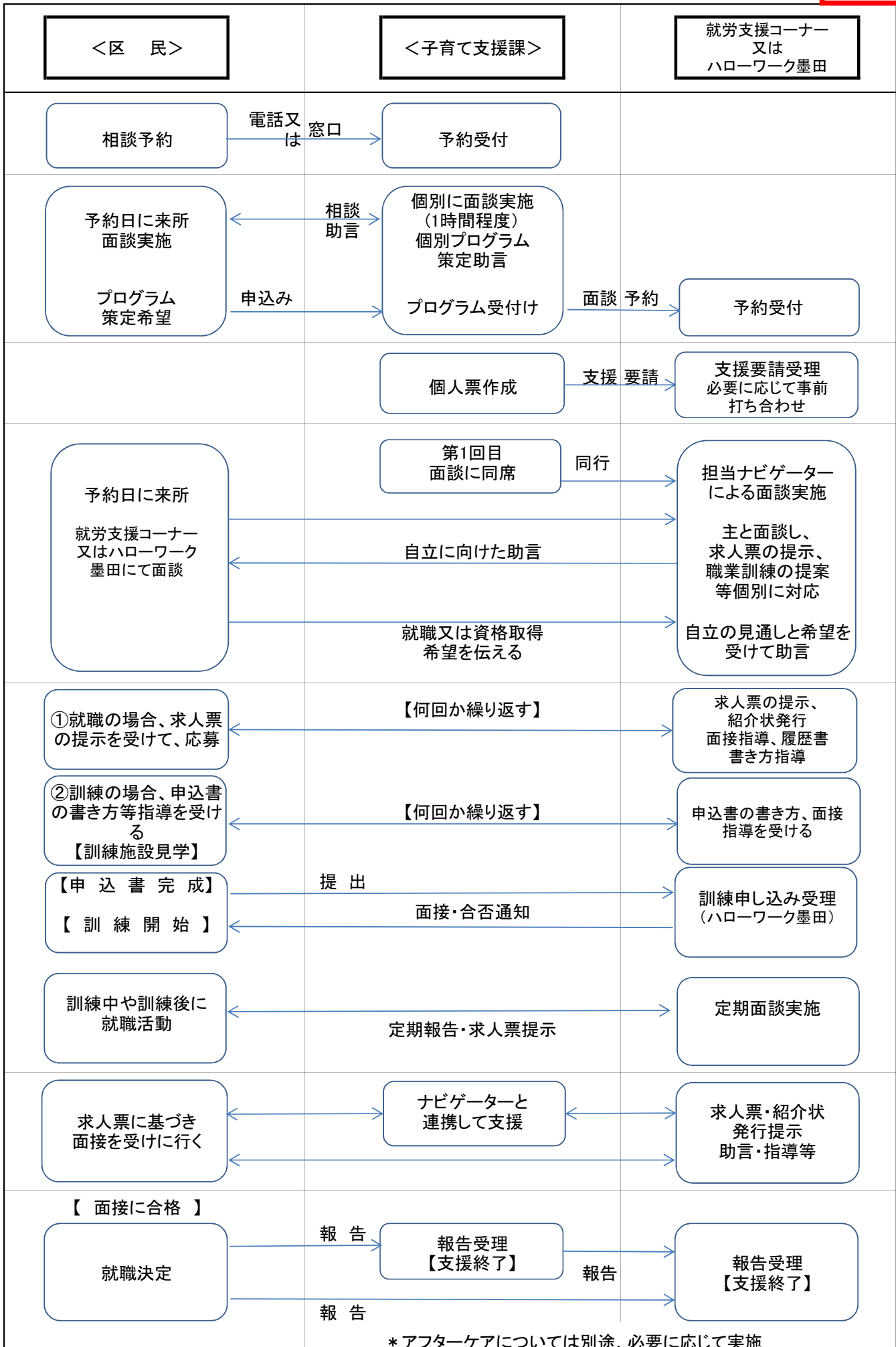
コスト内訳(決算)(千円)

項目		26年度	27年度	28年度	コストの主な内訳
収入	特定財源	1,080	1,473	1,653	
	国庫支出金	133	154	220	
	都道府県支出金	0	0	0	
	その他	684	901	776	
一般財源(a)		684	901	776	

事業費		26年度	27年度	28年度	
直接事業費(b)	非常勤報酬	1,332	1,998	1,998	非常勤職員雇用費
	消耗品	3	3	3	事業周知用チラシ等
	通信運搬	2	2	2	支援対象者あて郵送料
人件費等	職員人件費(c)	550	512	629	
	人件費	550	512	629	
	再雇用職員	0	0	0	
	間接費(d)	10	13	17	
	調整額(e)	12	39	63	
	減価償却費	0	0	0	
	金利	0	0	0	
退職給与引当	12	39	63		
(控)コスト対象外	0	0	0		
トータルコスト(f=b+c+d+e)		1,909	2,567	2,712	

単位あたりコスト	項目	26年度	27年度	28年度	コスト増減の理由
	単位の定義	支援者実数			平成26年度から平成27年度のコストの増加理由は就労相談日を週2回から週3回に増やしたため、非常勤報酬額が増加したため。
	実績数値(g)	68	79	68	
	単位あたり区単コスト(a/g)	10,059	11,405	11,412	
	単位あたりコスト(f/g)	28,074	32,494	39,882	

事業フロー図



*アフターケアについては別途、必要に応じて実施

【関連事業】

ひとり親家庭の方への自立支援事業一覧

【共通要件】

- ①区内にお住まいの20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母又は父の方で、児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方
 ②いずれの事業も過去に利用していない方

事業名	対象者	支援内容	平成28年度決算額
【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業】	①厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講する方 (雇用保険の一般教育訓練給付金対象者は、H29.4月から対象)	①本人が支払った受講費用の80%相当額(16,001円以上20万円限度)を支給 ②雇用保険法による一般教育訓練給付金の受講資格がある方は上記金額から雇用保険制度から支給される額を差し引いた額(H29.4月から対象)	396,668円
【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業】 ①高等職業訓練促進給付金	①修業期間1年以上の養成機関において国家資格等の取得が見込まれる方 ②就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる方 ③教育訓練支援給付金を受給していない方 ④職業訓練受講給付金、訓練延長給付金等を受給していない方	国加算 ①非課税世帯 100,000円 ②課税世帯 70,500円 区加算 100,000円又は50,000円 (但し、遺族年金などの生活給付金がある方は100,000円との差額を支給)	35,569,500円
②修了支援給付金	①養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを終了した日において高等職業訓練促進給付金の支給要件をすべて満たしている方	非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円	350,000円
③職業訓練受講給付金等差額給付金	①職業訓練受講給付金や訓練延長給付金等を受講している方 (平成28年4月から新設)	150,000円を限度に訓練給付金との差額を支給	586,872円

ひとり親福祉施策実施状況一覧(江東5ブロック)

事業名 区名	母子・父子自立支援 プログラム策定事業	ひとり親家庭への総合 的な支援のための相談 窓口の強化事業	自立支援 教育訓練給付金	高等職業訓練 促進給付金	職業訓練 差額給付金 (区独自)	相談支援事業	情報交換事業	備 考
葛飾区	◎	◎	○	○	○	—	—	相談事業は区の 事業として実施
墨田区	○	—	○	○	—	—	—	
江東区	○	—	○	○	—	—	—	
足立区	○	—	○	○	—	○	○	
江戸川区	○	○	○	○	—	○	○	

東京都公式ホームページ「区市町村 ひとり親福祉施策実施状況一覧」より抜粋

第3号様式(第6条関係)

自立支援プログラム

ケースNo.	面接日時	年 月 日 () (:)	
	面接者名	申込形態	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 紹介() <input type="checkbox"/> その他()
氏 名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
現 住 所	〒		
住民登録地	〒		
本 籍 地	〒		
連 絡 先 (方 法)	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> E-mail		
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 友人の紹介 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 家族・親族の紹介 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 当事者団体の紹介 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 警察・病院の紹介 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 福祉関連機関・施設の紹介 (具体的に:) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)		
福祉サービス 利用歴			
問題の進展・ 来所に至る 経緯	年 月 日	できごと	
前夫との関 係・養育費	<input type="checkbox"/> 連絡有り (定期 ・ 不定期) <input type="checkbox"/> 連絡無し 養育費の支払い <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (理由) 養育費の支払い請求の経験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (理由)		
負 債 状 況			
家計の状況			

	相 談 者	面 接 者
生活歴・現在の生活状況		
子育て・保育の状況		
健康状態(家族等も含む)		
職歴・資格等	主な職歴(勤続経験が長いもの)	
	主な転職理由	
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	
	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	
	本人が有する資格・免許等	
現在の職業	職種、仕事の内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	
	勤務年数	
	その他	
	相談内容・今後望むこと	面接者の見解
主 訴		

相談内容・今後望むこと		面談者の見解
健康について		
生活・住居について		
子育て・保育について		
収入について		
養育費について		
仕事について		
その他		
自立目標		
自立・就労に対する阻害要因		支援方策

経過記録		
年月日	内容	評価・助言内容

1. 生活上の問題や悩みを抱えた方の相談【ひとり親家庭の相談】

面接または電話により、生活上の問題や悩みを抱えるひとり親家庭の方々からの相談を受けています。子育て・生活・就業・経済面について自立に必要な情報提供や助言などの支援を行います。相談内容に応じて関係機関と連携し、問題解決の援助をします。

2. 就労や職業訓練などの相談【ひとり親家庭就労相談】

就労専門の相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、就職・転職、職業訓練の案内などを行います。

相談は、お一人1時間です。希望する方は、事前予約をお願いします。

◆ 相談日（原則） 毎週 月・火・水・木曜日 午前9時～午後5時

3. 自立促進のための生活支援を行う施設【母子生活支援施設】

様々な理由により地域で生活することが困難な母子家庭のために、お子さんの養育や生活全般にわたる支援を行い、安心して暮らせる住まいを提供する施設です。

入所申請の前に、事前相談・施設見学が必要です。

- ◆ 入所の対象となる方 18歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の方
- ◆ 使用料 所得に応じて負担があります。
- ◆ 入所期間 2年間

4. 必要な資金の貸付【東京都母子及び父子福祉資金・母子及び父子福祉応急小口資金】

○東京都母子及び父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の方が経済的に自立し安定した生活を送るため、必要な資金をお貸しします。貸付には事前相談が必要です。

- ◆ 貸付の対象となる方
都内に6か月以上お住まいのひとり親家庭の母または父で、20歳未満のお子さんを扶養している方
- ◆ 資金の種類
就学支度（*）・修学（*）・転宅・就職支度・修業（*）・技能習得など（*）20歳未満のお子さんを扶養している場合、20歳以上のお子さんも利用できます。

○母子及び父子福祉応急小口資金貸付

日常生活において、緊急に資金を必要とする場合、12万円を限度として無利子でお貸しします。貸付には事前相談が必要です。

- ◆ 貸付の対象となる方
葛飾区内に3か月以上お住まいのひとり親家庭の母または父で、20歳未満のお子さんを扶養している方。ただし、生活保護受給世帯の方は除きます。

5. 就労に役立つ資格取得のための支援【ひとり親家庭自立支援給付金事業】

区内にお住まいで児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあるひとり親家庭の母または父の就職に有利な資格取得を支援します。いずれも事前相談が必要です。

（ひとり親家庭の父は平成25年4月1日から対象）

○教育訓練給付金事業

厚生労働大臣指定の訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給する制度です。雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給される方は差額を給付します。

- ◆ 支給額 対象講座の受講料の80%（上限20万円、下限1万6千1円）

講座受講を申し込む前に、区から講座指定が必要です。希望される講座が就業のため必要と認められるかなどを審査のうえ決定します。

○高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利な国家資格等を取得するために養成機関で1年以上修業する場合、修業期間中の生活の負担を軽減することを目的に給付金を支給します。

- ◆ 対象となる資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・調理師など
*合格率、就職率なども対象資格の審査事項となります。

- ◆ 支給額（平成28年4月から修業を開始した場合）

▽ 高等職業訓練促進給付金 申請月以降、修業する期間の全期間（上限3年）

国基準額 特別区民税非課税世帯 月額 100,000円

特別区民税課税世帯 月額 70,500円

区加算額 月額 100,000円（ただし、失業手当や遺族年金など他に生活給付金のある方は、受給額により減額または区加算額の対象とならない場合があります。）

▽ 修了支援給付金 カリキュラム修了日以降支給します。修了日から30日以内に申請してください。

特別区民税非課税世帯 50,000円 特別区民税課税世帯 25,000円

6. ひとり親家庭等の方への手当について

○児童育成手当 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母子・父子世帯またはそれに準じる世帯の方

児童1人について 13,500円

○児童扶養手当 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある児童は20歳未満）を養育している母子・父子世帯等または養育者

*手当額は所得に応じて決定します。

第1子 全額支給 42,290円 一部支給 42,280円～9,980円

第2子 全部支給 9,990円 一部支給 9,980円～5,000円

第3子以降加算額 全部支給 5,990円 一部支給 5,980円～3,000円

○ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある児童は20歳未満）を養育している母子・父子世帯等または養育者

世帯区分	通院時自己負担	入院時自己負担
特別区民税課税世帯	定率1割（各月上限12,000円） 各月上限12,000円	定率1割（各月上限44,000円） ・食事療養標準負担額 ・生活療養標準負担額（70歳以上の方のみ）
特別区民税非課税世帯	自己負担なし	・食事療養標準負担額 ・生活療養標準負担額（70歳以上の方のみ）